

阿南工業高等専門学校後援会修学援助金推薦基準に関する規則

(平成16年4月1日)

(規則第72号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校後援会修学援助金運営規則(以下「規則」という。)第6条の規定により、校長から推薦する者の選考に当たっては、この規則に定めるところによる。

(推薦の資格)

第2条 援助金の給付を受けることのできる学生(以下「受給生」という。)として推薦を受けることのできる者は、規則第5条各号に該当するものとする。

(推薦の時期)

第3条 推薦の時期は、阿南工業高等専門学校授業料免除選考後速やかに行うものとする。ただし、規則第5条第3号アに該当する者は、その都度行うものとする。

(申請)

第4条 推薦を受けようとする者は、「阿南工業高等専門学校後援会修学援助金受給申請書」(別紙様式1)に学級担任教員の副申及び必要書類を添付し申請するものとする。ただし、授業料免除等を申請している者及び特に学生主事が適当と認める場合は、必要な書類の添付を省略することができる。

2 申請の時期は学生委員会において、授業料免除選考後決定する。ただし、規則第5条第3号アに該当する者は、その都度行うものとする。

(推薦者)

第5条 受給生の推薦は、学生委員会の選考に基づき校長が行う。

(選考)

第6条 受給生推薦の選考は、次により総合的に判断して行う。

(1) 家計基準

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則(令和2年度5月19日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領(平成28年3月7日理事長裁定)に準ずる

(2) 学力基準

学業成績がおおむね良好で、進級に必要な成績を修めている者

(3) 人物基準

修学の意志が強固であり、日常の行動が本校学生としてふさわしい者

2 援助額は家計困難度等を勘案して、別紙修学援助金標準表により受給生ごとに定める。

3 次の者は、原則として受給生推薦選考の対象としない。ただし、第2号、第3号及び第4号に該当する者が、規則第5条第3号アに該当するときは、この限りでない。

(1) 学則第49条の規定により5日を超える停学の懲戒処分を受け、その処分を受けた日から6ヶ月を経過しない者

(2) 留年した者で当該年度の前期授業を終了していない者（疾病その他やむを得ない理由による留年の場合を除く。）

(3) 新生で当該年度の前期授業を終了していない者

(4) 授業料免除と奨学金を同時に受けている者

4 前各項により選考された者の氏名及び援助額を校長に上申するものとする。

（給付期間）

第7条 修学援助金の給付期間は、前期（4月～9月）及び後期（10月～3月）の2期とする。

（後援会への推薦）

第8条 校長は、第6条第4項により上申のあったときは、総合的に判断して別紙様式2により後援会長に推薦するものとする。

（受給生への通知）

第9条 受給生の決定通知があったときは、校長は、学級担任を通じ別紙様式3により本人に通知するものとする。

（推薦の取消）

第10条 校長は、第8条により推薦した者が、給付決定までの間に規則第8条各号に該当すると認められるときは、後援会長に推薦の取消を通知するものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校後援会修学援助金推薦基準に関する規程（昭和61年10月1日規程第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月4日から施行する。

別 紙

修学援助金標準表

1. 修学援助金を提示する額の標準は、次のとおりとする。ただし、規則第5条3号アに該当する者は、この限りでない。

$$\text{家計困難度} = \frac{\text{総所得金額}}{\text{半額免除に係る収入基準額}}$$

(家計困難度)

	授業料免除を受けている者	奨学金を受けている者	その他の学生
A	- 0.5以上	- 0.3以上	0.1未満
B	- 0.5未満	- 0.3未満	0.1以上

(援助金月額)

入 学 年 度	A	B
6 1 年 度 以 前	7, 0 0 0 円 まで	5, 0 0 0 円 まで
6 2 ~ 6 3 年 度	8, 0 0 0 円 まで	6, 0 0 0 円 まで
平 成 元 年 度 以 降	9, 0 0 0 円 まで	7, 0 0 0 円 まで

様式 1 (第 4 条関係)

阿南工業高等専門学校後援会修学援助金受給申請書

阿南工業高等専門学校長 殿

学年

申請者氏名(自署)

保護者等氏名(自署)

私は経済的理由により修学継続に困難を来しておりますので、後援会修学援助金受給の推薦を申請いたします。

学級担任教官の副申

氏 名

様式2（第8条関係）

阿高専学第 号
(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校後援会

会長 殿

阿南工業高等専門学校長 [公印省略]

修学援助金受給者の推薦について

標記のことについて、阿南工業高等専門学校後援会修学援助金運営規則第6条の規定により、別添選考理由により推薦いたしますので、よろしくお取り計らい下さるようお願いいたします。

記

推薦者氏名	学年	所属	援助額	備考

様式3 (第9条関係)

(和暦) 年 月 日

学 生 氏 名
殿
保 護 者 等

阿南工業高等専門学校長 [公印省略]

修学援助金受給生の決定について

標記のことについて、下記のとおり後援会から決定がありましたので、お知らせいたします。

援助金は、後援会事務局（学生課）において受領して下さい。

なお、修学援助金の趣旨を充分理解し、学資として有効に活かされるようお願いいたします。

記

決定額 金 円也 (年 月から 年 月まで)

----- 切り取り線 -----

受 領 書

阿南工業高等専門学校後援会 殿

金 円也

但し、修学援助金 (年 月から 年 月まで)

所属 学年 氏名(自署)

(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

阿南工業高等専門学校後援会

会長

[公印省略]

修学援助金受給者の決定について

(和暦) 年 月 日付 阿高専学第 号をもって推薦のあった「修学援助金受給者」について、下記のとおり決定いたします。

なお、援助金の給付は阿南工業高等専門学校後援会事務局において本人に給付しますので、受給者に通知願います。

記

受給者氏名	学年	所属	給付金	備考